

○北海道松前沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月25日

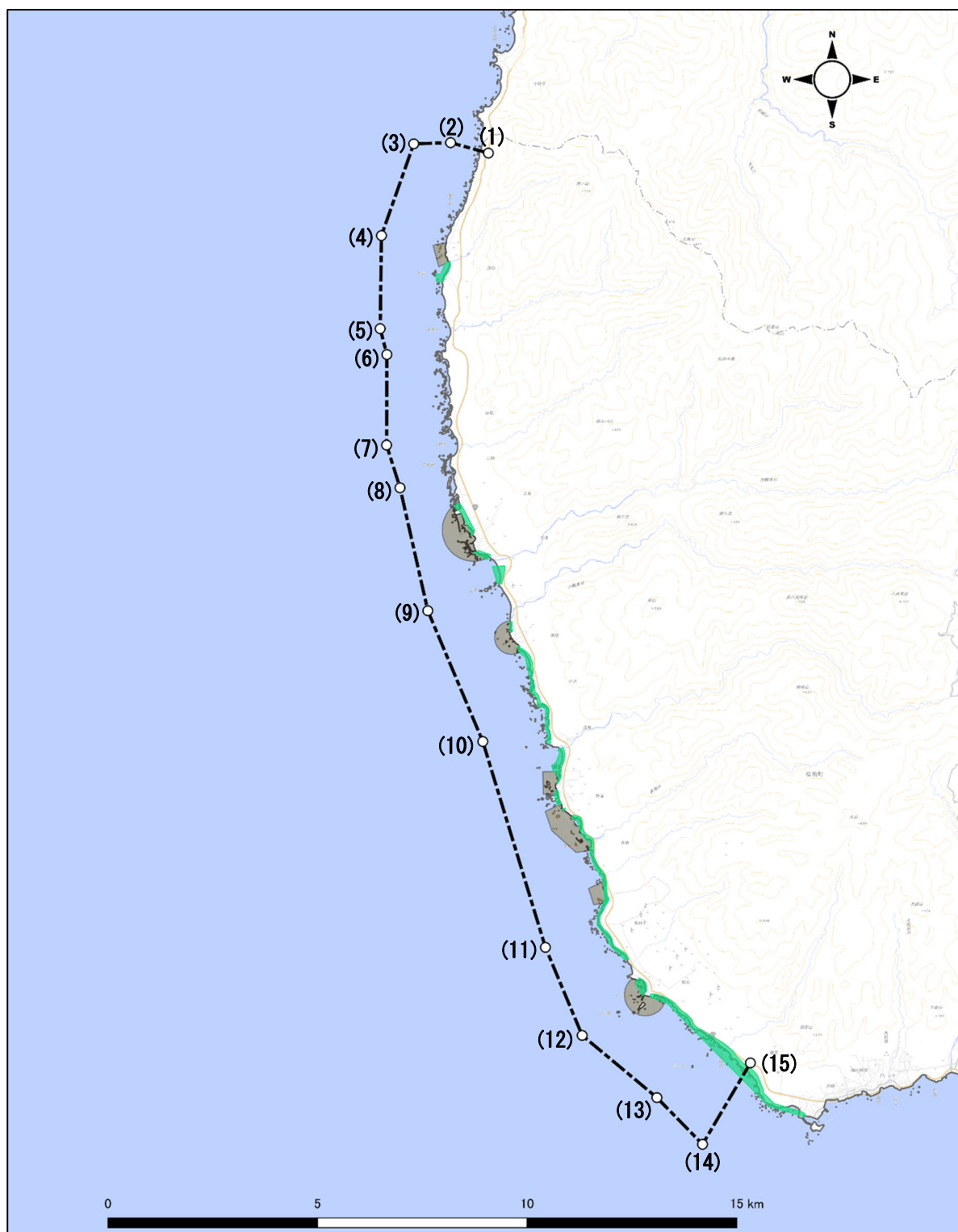
経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

	北海道 松前沖
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域 (1) 北緯四一度三七分四一秒東経百三十九度五九分四三秒の地点 (2) 北緯四一度三七分四九秒東経百三十九度五九分四秒の地点 (3) 北緯四一度三七分四八秒東経百三十九度五八分二六秒の地点 (4) 北緯四一度三六分三七秒東経百三十九度五七分五三秒の地点 (5) 北緯四一度三五分二五秒東経百三十九度五七分五二秒の地点 (6) 北緯四一度三五分五秒東経百三十九度五七分五九秒の地点 (7) 北緯四一度三三分五五秒東経百三十九度五七分五九秒の地点 (8) 北緯四一度三三分二二秒東経百三十九度五八分十三秒の地点 (9) 北緯四一度三一分四七秒東経百三十九度五八分四二秒の地点 (10) 北緯四一度三十分六秒東経百三十九度五九分三九秒の地点 (11) 北緯四一度二七分二七秒東経百四十度零分四四秒の地点 (12) 北緯四一度二六分十九秒東経百四十度一分二二秒の地点 (13) 北緯四一度二五分三一秒東経百四十度二分三九秒の地点 (14) 北緯四一度二四分五五秒東経百四十度三分二六秒の地点 (15) 北緯四一度二五分五八秒東経百四十度四分十五秒の地点

平面图



二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

イ インターネットの利用による方法

(1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

(2) 縦覧期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）まで

ロ 書面の閲覧による方法

(1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課

北海道渡島総合振興局行政情報コーナー

松前町役場脱炭素推進課

(2) 縦覧期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

10時00分から18時15分まで

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課

北海道渡島総合振興局行政情報コーナー

8時45分から17時30分まで

松前町役場脱炭素推進課

9時00分から17時00分まで

三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

イ 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

bzl-youzyouzyouhouteikyou@meti.go.jp（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課）宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

- （１） 意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
- （２） 意見は、日本語により記載すること。